

草津市余裕期間設定工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保等を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間を設定した工事の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、草津市契約規則（平成6年規則第10号）および草津市建設工事執行規則（平成9年規則第13号）において使用する例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 余裕期間

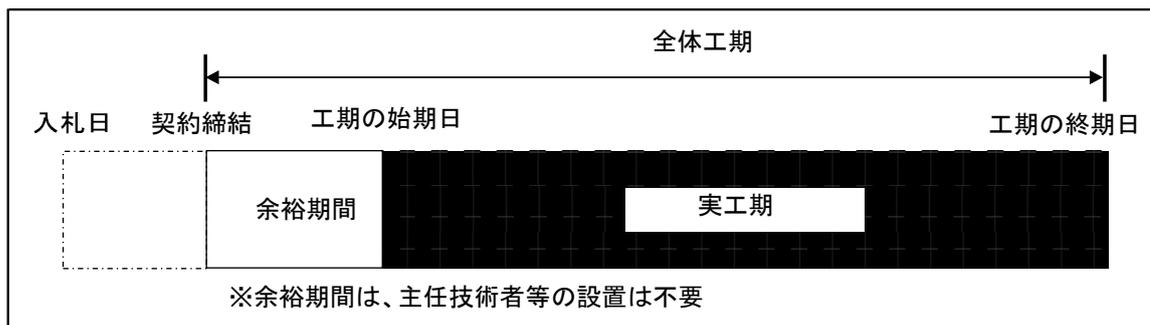
契約締結日から工事の始期日の前日までの期間

(2) 実工期

契約図書に明示した工事を実施するために要する準備および後片付け期間を含めた工期の始期日から工期の終期日までの期間

(3) 全体工期

余裕期間と実工期を合わせた期間



(余裕期間制度の方式)

第3条 余裕期間制度の運用については、本市においては以下の2方式から発注者においていずれかの方式を選定する。

(1) 発注者指定方式

発注者が工期の始期日および工期の終期日を指定する方式

(2) 任意着手方式

発注者が示した工事着手期限までの間に受注者が工期の始期日を設定する方式
(余裕期間および実工期の設定)

第4条 余裕期間および実工期を設定するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 余裕期間の設定

ア 余裕期間は、実工期の30%を超えず、かつ、120日を超えない範囲で設定すること。

イ 余裕期間は、現場代理人、主任技術者または監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を設置することを要しない。

ウ 余裕期間は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置、現場事務所の建設、測量等、工事の着手を行ってはならない。

(2) 実工期の設定

ア 発注者指定方式

発注者において、起工時に工期の始期日および終期日を設定する。

イ 任意着手方式

発注者において、起工時に工期（工期の始期日から起算して〇日間）および工事着手期限（〇月〇日）を設定する。入札参加者は、工事着手期限までの間で工期の始期日を任意に設定し、落札決定時から契約締結時までに、工事着手日通知書（様式1号）により発注者に通知する。

(3) 工期決定（当初契約）後における工期変更の考え方

任意着手方式において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

（入札公告等への記載事項）

第5条 余裕期間を設定する工事においては、実工期および余裕期間を設定することができる期間のほか、入札公告等に次の事項を記載する。

(1) 入札公告等の記載事項

ア 余裕期間制度を活用した工事である旨

イ 余裕期間内は、主任技術者等の設置を要しない旨

ウ 余裕期間内は、資材の搬入、仮設物の設置、現場事務所の建設、測量等、工事の着手を行ってはならない旨

エ 前金払は工事着手日より前には請求を行うことはできない旨

オ 余裕期間制度活用工事に関する特記仕様書の確認をすべき旨

(2) 特記仕様書記載事項

ア 特記仕様書の記載事項は、別紙1（特記仕様書）のとおりとする。

（契約書への記載事項）

第6条 余裕期間を設定する工事においては、契約書に次の事項を記載する。

(1) 工期（全体工期とし、その他事項欄において余裕期間設定工事であることを記載するとともに、実工期を記載する）

(2) 特約事項

ア 草津市建設工事請負契約約款第3条第1項に定める工事着工届、工程表および草津市建設工事執行規則第10条に定める現場代理人・主任技術者等届については、工事着手日の前日までに提出しなければならないこと。

イ 受注者は、前金払の支払の請求は、工事着手日より前にはできないものとし、その他については、草津市建設工事請負契約約款第34条の定めによること。

ウ 受注者が余裕期間の利用を選択することにより経費が生じる場合には、受注者

がこれを負担しなければならないこと。

エ 契約締結の日から工事着手日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入、仮設物の設置、現場事務所の建設、測量等の行為をしてはならないこと。

(契約保証の期間)

第7条 契約締結日から工期の終期日までとする（余裕期間を含む。）。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

別記様式1号（第4条関係）

年 月 日

草津市長 様

住 所

商号または名称

代表者職氏名

印

工 事 着 手 日 通 知 書

下記のとおり工事着手日を設定しましたので通知します。

工 事 番 号				
工 事 名				
工 事 場 所				
工事着手日	年 月 日			
実 工 期	自	年 月 日	至	年 月 日
そ の 他				

- 1 落札決定後、ただちに提出すること。
- 2 余裕期間（契約締結日から工事着手日の前日までの期間）において、受注者は、資材の搬入、仮設物の設置、現場事務所の建設、測量等、工事の着手を行ってはならない。
- 3 余裕期間は、主任技術者、監理技術者および現場代理人を設置することを要しない。
- 4 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。
- 5 契約保証期間は、契約締結日から工期の終期日までとする。
- 6 前金払を請求できる時期は、実工期内とする。

特記仕様書記載例

【発注者指定方式の場合】

第〇条 主任技術者等の専任期間

- 1 契約締結日の翌日から実工期の始期日までの期間については、主任技術者または監理技術者の設置を要しない。
- 2 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者または監理技術者の工事現場での専任を要しない。

第〇条 実工期

- 1 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者および監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置、現場事務所の建設、測量等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

実 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
(余裕期間：契約締結日から令和 年 月 日まで)

第〇条 CORINS への登録

コリンズ（CORINS）に登録する技術者の従事期間は、実工期とする。（余裕期間を含まないことに留意する。）

【任意着手方式の場合】

第〇条 主任技術者等の専任期間

- 1 契約締結日の翌日から実工期の始期日までの期間については、主任技術者または監理技術者の設置を要しない。
- 2 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者または監理技術者の工事現場での専任を要しない。

第〇条 実工期

- 1 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1号により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を設置することを要しない。
また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置、現場事務所の建設、測量等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

- 2 契約締結後において、工事の始期の変更が生じた場合は、監督員と協議の上、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工事に着手することができるものとする。

実 工 期：工事の始期から〇〇〇日間

↑※発注者が指定する実工事期間を記載。

（ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

↑※工事を開始しなければならない最終日を記載

第〇条 CORINS への登録

コリンズ（CORINS）に登録する技術者の従事期間は、実工期とする。（余裕期間を含まないことに留意する。）